

戦争法と改憲で軍事大国を目指す安倍政権といかにたたかうか — 歴史、とくに戦争の歴史から学び・生かすことの大切さ —

2016年2月13日 長谷川 了一 (近現代史研究家)

1. はじめに……いま、軍靴の音が近づいてきている

(1) 戦争法は、〈違憲議員〉が〈違憲議会〉でつくった〈違憲〉の法律である

(1) 戦争法は、2つの法からなっている。

- ① 一つが、新法「国際平和支援法」。政府の判断でいつでもどこにでも自衛隊を海外派兵することができるようにする「海外派兵恒久法」である。
- ② もう一つは、「平和安全法制整備法」。自衛隊法、PKO法、周辺事態法など10本の軍事法の改正を一度に書き換えた法である。「一括法」と呼ばれる。
- ③ 新たな「日米軍事協力の指針」(「ガイドライン」)は、日米共同の戦争準備・推進機構をつくり、自衛隊がアメリカ軍の指揮下に入ると決めている。
- ④ こうして世界各地でアメリカが展開する戦争に、自衛隊は有無を一言も言えずに自動的に、しかも米軍の〈手下〉として引きずり込まれてしまう。

(2) 安倍首相は〈軍事国家〉への転換を目指し、第9条の明文改憲を公言し始めた

(1) 戦争法と日本国憲法は絶対に両立しない → だから明文改憲をめざす。

- ① 安倍首相は2月4日の衆院予算委員会で明文改憲のテーマとして、戦力不保持を規定した9条2項の改定に言及した。「自民党憲法改正草案で「第9条2項を改正し、自衛権を明記し、新たに自衛のための組織(国防軍)の設置を規定するなど、あるべき将来の憲法を示している」「すでに衆院2回、参院1回、このことも掲げながら選挙を戦い、大勝を得た」。
- ② もちろん国務大臣の憲法尊重擁護の義務(憲99条)を全く無視している。

(2) 改憲派が目指す改憲の核心部は第9条である。

- ① 「憲法改正の『一丁目一番地』は9条である。安全保障関連法が制定された後も、改正の必要性はいささかも減じていない。軍や自衛権に関する規定がないという、大きな欠陥が憲法にあるからだ」(『産経新聞』1月28日付主張)。
- ② 自由民主党『日本国憲法改正草案』の第9条。

*第二章 安全保障

(国防軍)

第9条の2 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。

(3) 国防軍は、……公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。 ☞ 軍隊が守るものは権力者の意志(かつては天皇制の国体)である。沖縄戦で20万人・満州での棄民で24万5千人・遅すぎた降伏によって膨大な犠牲者が生じている。軍隊は国民の命を守っていない。

(5) ……国防軍に審判所を置く。……☞ 1872年に陸海軍に「軍事裁判所」が設置され、1882年には「軍法会議」になった。軍法会議の目的は、「軍隊指揮権を強固に維持し、指揮命令系統を守る」ことにおかれた。したがって軍隊指揮権者と、軍法会議長官とは必ず兼任されていた。日本国憲法は第76条②で「特別裁判所は、これを設置することができない」と定めている。

(3) 「緊急事態」条項の創設を改憲の突破口にして、一瀉千里で憲法改悪を実現しようとしている。

- ① 〈改憲へ北から西から助け舟〉 (『朝日新聞』川柳・2016・1・8・)
- * IS のテロと北朝鮮の「水爆実験・ミサイル発射」を奇貨として、「緊急事態条項」の新設を明文改憲の突破口にしようとしている。
- ② 自由民主党『日本国憲法改正草案』の緊急事態条項。
- * 第九章「緊急事態」
(緊急事態の宣言)
第 98 条 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。……
(緊急事態の宣言の効果)
第 99 条 緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。
- (3) 緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。……
- ③ これは戦前の「戒厳令」の再現である。
- * 戦時に際して、国民の権利を保障した平時(戦争のない時)の法を停止し、行政権・司法権の全部または一部を軍隊の司令官に委任することを戒厳といい、そのための法律を戒厳令という。
- * 1882 年に戒厳令は制定されており、敗戦によって 1947 年に廃止されるまで効力を維持した。日比谷焼打事件(1905)、関東震災(1923)、2・26 事件(1936)において発動され、軍隊が出動した。
- ④ 緊急事態宣言 → 強権で国民の人権を「停止」 → 一気に憲法改悪!!

2. 日本近代史は、71 年間に 18 回の侵略戦争を繰り返した

■1868:明治元年、1912:大正元年、1926:昭和元年

- (1) 1874 台湾出兵
- (2) 1875 江華島事件
- (3) 1894-05 日清戦争
- (4) 1895 台湾植民地戦争 — 台湾の中国人は「台湾民主国独立宣言」を発した。日清戦争での日本軍の戦没者は 8,395 人、台湾植民地戦争だけで 9,592 人。
- (5) 1900 義和団鎮圧戦争 — 中国で爆発した反帝国主義・愛国の農民蜂起である義和団運動を、英・米・露・日・仏・独・伊・豪で 8 カ国連合軍を派遣し鎮圧した戦争。連合軍 7 万のうち、日本は 1 個師団 22,000 人を派兵した。
- (6) 1904 日露戦争
- (7) 1907-09 朝鮮併合戦争(義兵戦争) — 08 年には義兵総数 7 万人、日本軍との交戦は実に 1,451 回、09 年には交戦は 950 余回に達している。
- (8) 1914 第 1 次世界大戦
- (9) 1918 シベリア出兵 — ロシア革命政権打倒とシベリア地域の奪取を目指し、日本は 72,000 人を送ったが失敗。
- (10) 1931 満州事変

- (11) 1932 上海事変 — 世界の耳目を満州から逸らすために、中国軍との戦争を開始。日本「帝国」軍を 19,325 人を投入し、ようやく停戦にこぎつけた。
- (12) 1937 日中戦争
- (13) 1938 張鼓峰事件 — 満州とソ連国境の張鼓峰で、国境線をめぐって日ソ両軍が衝突した。折から武漢作戦が準備されており、武力行使は裁可されなかった。第 19 師団は独断でソ連軍を攻撃し、惨敗した。(死傷者 1,440 名)。
- (14) 1939 ノモンハン事件 — 5 月 11 日、満州とモンゴル人民共和国との国境に接するノモンハン付近で、衝突が発生。ソ連の機械化部隊の前に、日本軍は壊滅状態となった(戦死者 7,855 名、戦傷者 8,766 名、行方不明者 1,033 名)。
- (15) 1940 北部仏印(フランス領インドシナ)武力進駐
- (16) 1941 関東軍特殊演習 — 6 月に独ソ戦争が始まると陸軍は北進を主張。7 月 7 日、演習名目で約 85 万人を動員し、発動した。日ソ中立条約の事実上の侵犯である。しかし、独ソ戦が停滞をみせたため、参謀本部は北進を中止した。
- (17) 1941 南部仏印武力進駐
- (18) 1941 アジア・太平洋戦争

3. アジア・太平洋戦争が教えていること

(1) 天皇専制主義の〈国体〉(=国柄)だった日本「帝国」

- ① 明治憲法(1889)では天皇一人だけが主権者であった — 国家の元首、統治権の総覧者(4 条)大臣や官吏の任免権(10 条)、軍隊の統帥権(11 条)、宣戦・講和・条約締結の権限を握り(13 条)、法律を裁可・公布・執行し(6 条)、いざというときには勅令という名の法律を出した(8 条)
- ② 国民は天皇に従属する臣民(=天皇の赤子)であった
- ③ 軍人勅諭 1882
 - * 「……朕は汝等軍人の大元帥なるぞ。……義は山嶽よりも重く死は鴻毛よりも軽しと覚悟せよ。……下級のものは上官の命を承ること実は直に朕か命を承る義なりと心得よ」。
- ④ 教育勅語 1890
 - * 「……爾臣民父母に孝に兄弟に友に夫婦相和し朋友相信し……学を修め業を習ひ以て智能を啓發し徳器を成就し……一旦緩急あれば義勇公に奉し以て天壤無窮の皇運を扶翼すへし」。
- ⑤ 「帝国」軍兵士は、基本的人権と自由をすべて奪われていた。
 - * 「服従は軍紀を維持するの要道たり。上官と部下との間に於いて絶対に之を励行し慣習遂に其性を成すに至らしむるを要す」(陸軍の軍隊内務書 1908)。
 - * 拷問に等しい私的制裁 — ビンタ、鉄拳制裁という体罰、海軍精神注入棒。
- ⑥ このような国民教育と軍隊教育で、命令に絶対的に服従し、天皇のために死ぬことが最高の名誉であると思う日本「帝国」軍(天皇の軍隊であることを強調して皇軍と称した)兵士がつくられた。

(2) 日本「帝国」軍は、無責任・無秩序、精神主義、人命軽視の軍隊であり、被侵略民は通った後には何も残らないと怨嗟を込めて〈蝗軍〉と呼んだ。

- ① 無責任・無秩序 — ノモンハン事件、満州事変、日中戦争などの辻政信・服部卓四郎、板垣征四郎、石原莞爾、牟田口廉也など。
- ② 科学的合理性を欠いた精神主義。
 - * 〈梅干主義〉 — 〈なんでも腹一杯食えばよい。食事のことに顧慮するのは

愚の骨頂だ。過去連勝は梅干の握り飯で勝ったのだ)。

* 白兵主義 — 肉弾攻撃第一主義、銃剣突撃万能論、万歳攻撃、玉砕。

* インパール作戦：1944年3月から開始されたインパール作戦では、牟田口廉也の補給を軽視した無謀な作戦で参加将兵約8万6千人のうち、戦死者3万2千人余り(そのほとんどが餓死)、戦病者は4万人以上という大敗北を被った。

③ 現地調達主義。

* 「帝国」軍は部隊がそれぞれ現地で将兵の食糧と馬の糧秣を「現地調達」して「自活」という方針をとった。とりわけ日中戦争以来、「現地調達」法として侵攻した土地での食糧強奪を当たり前のこととした。その際、住民の拒否・抵抗が激しければ、住民への暴行、残虐行為も帝国軍は辞さなかった。

④ 兵士の人命を軽視。

* 「戦陣訓」(1941) 東条英機陸軍大臣の名で陸軍将兵に下達。

● 序……皇軍道義の昂揚を図らんとす。是戦陣訓の本旨とする所たり。 第三(軍紀)……命令一下欣然として死地に投じ、……実に我が軍人精神の精華なり。 第七(死生観)……身心一切の力を尽くし、従容として悠久の大義に生くることを悦びとすべし。 第八(名を惜しむ)……生きて虜囚の辱を受けず、死して罪禍の汚名を残すこと勿れ。

● 「戦陣訓」は「軍人勅諭」の戦場版であり、軍人にたいしこれほど露骨に死を強制したものはかつてなかった。のちに大戦中の多くの玉砕や将兵・市民の自決を生み出す大きな要因となった。

* 特攻攻撃。

● 1943年10月20日、第1航空艦隊司令長官の大西瀧治郎中将は、航空機が爆弾を搭載して艦船に体当たりする「特攻隊」として、神風(しんぷう)特攻隊を編成した。 オンボロ飛行機に、飛行時間の短いヒヨコのようなパイロットをのせて出撃させた。

● 当初、「特攻」は“志願”によるものとされたが、しだいに命令による部隊ぐるみの「特攻」志願が常態となった。航空機による「特攻」のほかにも、戦艦大和の「海上特攻隊」、人間魚雷「回天」、体当たりモーターボート「震洋」などの特攻兵器も実戦に投入された。

● 軍部は、「特攻」死に対して「皇国軍人の真面目」「七生報国の至誠」「全軍の亀鑑」と最大の賛辞を捧げ、「特攻」死を賛美した。そして、「軍神」、「二階級特進」などの榮譽を与えた。軍部は「特攻」の“戦果”を大々的に報じた。

⑤ 虐殺、強姦、略奪。

* 南京大虐殺 — 1937年12月13日、日本軍は中華民国の首都南京を占領した。この占領から占領後にかけての約2カ月間にわたって続けられた捕虜や住民の虐殺、強姦、放火、略奪など一連の残虐行為を全体として南京大虐殺、あるいは南京アトロシティーズ(残虐事件)という。現在では10数万人から20万人が虐殺されたという見解が主流である。

* 三光作戦(殺光・焼光・搶光、「帝国」軍は「燼滅作戦」と呼称) — 華北の抗日根拠地に対して「帝国」軍が行った。

⑥ 毒ガス・細菌戦。

* アメリカは細菌戦部隊の研究成果を独占するため、731部隊隊長石井四郎を免責した。ハバロフスク軍事裁判(1949)で初めて細菌戦が裁かれた。→関東軍731部隊の存在が一般に明らかになった。

* 日中戦争での皇軍による毒ガス使用回数は 2,091 回以上。「帝国」軍は敗戦前後に 200 万発もの大量の毒ガス弾を中国に遺棄した。

(3) 植民地での犯罪

① 朝鮮の場合。

* 民族性抹殺政策。

- 「皇国臣民の誓詞」 — 〈私共は、大日本帝国の臣民であります。私共は、心を合わせて天皇陛下に忠義を尽します〉。
- 創氏改名(1940年2月11日施行) — 朝鮮人の名前は、先祖の出身地(本貫)と男性血統を示す標識である「姓」、そして個人別の「名」から成っている。「姓」+「名」としての名前は終生不変、夫婦別姓である。

* 強制連行・強制労働 — 1939-45年にかけて日本「帝国」政府・朝鮮総督府が日本・占領地(ex サハリン、南洋)への朝鮮人の強制連行し、強制労働・重労働を行わせた。日本国内に 126 万人? 作業所は 1,100 カ所以上。

* 帝国軍〈慰安婦〉。

- 女性たちがどんな形で来たにせよ、日本軍「慰安所」に入れば監禁拘束され、強制的に兵士の性の相手をさせられた(=性奴隷状態とされた)という事実は、被害者の証言とともに「帝国」軍の公文書などに照らしても動かすことができない事実。
- 公文書で確認されているのは、日本人・朝鮮人・台湾人・中国人・インドネシア人・フィリピン人・ベトナム人・オランダ人・オーストラリア人。ほかに、日本軍が占領した各地域の女性、マレー人・タイ人・ビルマ人・インド人などがいた。日本人も少なくなかったが、朝鮮・台湾など植民地や中国・インドネシアなど占領地の女性の比率が非常に高かった。〈慰安婦〉の総数は資料がなく不明である。下限 5 万人～上限 20 万人ではないかと推測されている。
- * 昨年 12 月 28 日の日韓「合意」では〈慰安婦〉問題は何ら解決していないだけでなく、「戦後 70 年」に新たな歴史的汚点をつけ加えた。
 - 〈慰安婦〉制度(性奴隷制)を立案、設置、移送、管理、統制し、女性たちに重大な人権侵害をしたのは日本「帝国」軍であったことを確認せず。
 - 河野談話(1993)より後退、わずか 10 億円を投げ与え、「平和の碑」(少女像)の撤去を要求。米国主導の日米韓軍事協力のために被害者を犠牲にした。
 - 韓国では 40-50%が「合意」は間違い、被害者ハルモニは受け取りを拒否。……生存者 46 人、オスプレイ 1 機 112 億円。

* 軍事動員 — 1943: 兵役法、20 万 9,000 人、復員したのは 9 万 7,000 人。

② 台湾の場合。

* 民族性抹殺政策 — 改姓名(1940)。

* 軍事動員 — 1943: 兵役法、軍人 8 万 433 人、軍属 12 万 6750 人、うち戦死したのは 3 万 300 人。

(4) アジア・太平洋戦争での犠牲者数

① 中国人 1,000 万人以上、インドネシア人 400 万人、ベトナム人 200 万人、インド人 150 万人、フィリピン人 111 万人、朝鮮人 20 万人、ビルマ人 15 万人、日本人 310 万人以上、その他も加えて合計 2,230 万人以上。

② 「帝国」軍兵士 230 万人以上が戦死。

* 過半数が餓死、海没死が 35 万 8,000 人、特攻死が 2,443 機、3,940 人(うち朝鮮人が 11 人)。軍馬 70 万頭も犠牲に。

(5) 捨て石とされた沖縄で 20 万人が犠牲に

①皇土防衛のための捨て石とされた沖縄。

*「皇土特に帝国本土の確保」を作戰目的とし、沖縄本島以南の南西諸島を皇土防衛のための「縦深作戰遂行上の前縁」とし、「やむを得ず敵の上陸を見る場合においても極力敵の出血消耗をはかる」(45年1月20日、大本營の決定「帝国陸海軍作戰計画大綱」)。

②県民を〈道連れにした〉沖縄戦。

*「沖縄戦」はアジア・太平洋戦争における国内唯一の地上戦であった。

*アメリカ軍は物量にまかせて、陸上からは砲兵部隊と戦車部隊によって、海からは艦砲射撃、そして空襲によって無差別に集中砲火を浴びせた。1平方メートルに1発の割合で砲弾が降ってきた。凄まじい“鉄の暴風”。

*「沖縄には非戦闘員は一人もない」が「帝国」軍の方針。年齢などは配慮せず住民を戦争に動員した。「鉄血勤皇隊員」1,780人、うち戦死者890人。看護隊員581人のうち334人戦死。また、13歳から60歳くらいまでの人びとが病人までも「防衛隊」として約2万5,000人が召集され、13,000人が戦死した。

③「帝国」軍の強制によって〈集団強制死〉事件が起きた。

*沖縄戦の間に、慶留間・座間味・渡嘉敷では、軍から「全員自決せよ」という通達がなされ、手榴弾も配られて、強いられた「集団死」事件がおこっている。死者数は3島で、それぞれ53人・171人・329人。

④サンフランシスコ条約で再び棄てられた沖縄。

*対日講和会議を前にして、奄美大島や沖縄では、日本復帰を求める署名運動が行われ、沖縄では19万9,000人、住民の72・1%の署名が集められた。

*しかし、日米両政府はこのような民衆の意向をいっさい汲むことなく、51年9月8日、対日平和条約(サンフランシスコ条約)を締結した。平和条約第3条によって沖縄は日本本土から切り離されて、引続きアメリカの軍の占領下におかれた。沖縄をアメリカに「売り渡して」、日本は「独立」したのである。

*条約発効日の4月28日は、沖縄にとっては“屈辱の日”となった。

*1972年、沖縄返還を契機に、在日米軍の再編整理が行われ、在日米軍基地の75%が沖縄に集中するという状況が生まれた。⇔基地のない平和な沖縄

⑤いま、三度棄てられようとしている沖縄 ― 島ぐるみの闘いから学びたい。

(6)棄てられた満州で24万5千人が犠牲に

①日本「帝国」政府と大本營は、開拓団民や在満日本人を〈棄民〉した。

*満蒙開拓団と満蒙開拓青少年義勇軍の合計数は長野県が3万7,859人と最多。

*関東軍は敗戦間際、18歳から45歳までの在満日本人男子約20万人を現地で根こそぎ動員した。開拓団員の実数は22万3000人。その大半が老人、女性、子供であった。なぜか青酸カリだけは満蒙開拓団にゆきわたっていた。

*関東軍は7月5日、朝鮮とソ連の国境に近い凶們―新京(現長春)―大連にかこまれた外側にいる在留日本人は事実上見殺し=棄民することを決定。

②ソ連軍の攻撃と〈報復暴民〉の襲撃。

*地元農民から取り上げた約2,000万ヘクタールの土地に開拓団民を入植させた→地元農民の怒りと恨みが向けられた。

*敗戦時にゼロ歳から国民学校6年生・満12歳までの子どもたちを「残留孤児」とよび、当時義務教育年限6年をおえて、そのまま現地に留まらざるをえなかった女性を「残留婦人」と呼んで区別した。

(7)大本營・関東軍とソ連の〈合作〉の犯罪=シベリア抑留で6万人が犠牲に

- ①「日本国軍隊は完全に武装を解除せられたる後各自の家庭に復帰し平和的且生産的の生活を営むの機会を得しめらるべし」(ポツダム宣言第9項)。
- ②大本営と関東軍がとった態度。
- *「大陸方面においては在留邦人および武装解除後の軍人はソ連の庇護下に満鮮に土着せしめて生活を営む如くソ連側に依頼するを可とす」(朝枝繁春大本営参謀の報告書)。
 - *「この機会に貴軍に篤とお願いし貴軍総司令官の御指示を得たきは……軍人の処置であります。……帰還までの間におきましては極力貴軍の経営に協力する如くお使い願いたいと思ひます」(瀬島龍三関東軍参謀執筆のソ連軍への「お願い」文書)。
- ③極寒・飢餓・重労働によって大量の犠牲。
- *64万人が、東はカムチャツカ～西はモスクワ近郊、北は北極海沿岸～南はパミール高原の西麓に至る 2000カ所の収容所に〈抑留〉された。それは〈ユーラシア抑留〉であった。最長 11年の抑留。

(8)あまりにも遅すぎた降伏

- ①19日間(7月26日～8月14日)もポツダム宣言を受諾しなかった。
- *7月28日：鈴木首相、ポツダム宣言黙殺、戦争邁進の談話を発表。
 - *降伏決定に至る経過のなかでの和平派と主戦派の対立・抗争は、護持すべき国体の内容をめぐるものでしかなかった。
 - 宮廷グループ・官僚上層部は国体護持の1条件 ↔ 軍部は本土占領を最小限にとどめる・戦犯裁判を自ら行うなど4条件 → 国体護持では一致。
 - 絶対主義天皇制を立憲君主制に変更して機構を維持する ↔ 従来の絶対主義天皇制を残す → 絶対主義的な権威を利用して立憲君主制派が勝った。
 - *こうして政府・官僚機構は維持・温存された。侵略戦争と植民地支配を推進した指導勢力のうち、戦争犯罪人として裁かれたのはごく一握りの人々で、多くが「復権」し、戦後の日本政治の中樞を握ることとなった。
 - *イタリアでは、民衆自身がパルチザン活動により連合軍と協力してドイツ軍を駆逐し、国内のファシズム支配を倒した。
 - *ドイツではナチスが最後まで抵抗を続けることによって完全に壊滅し、国土を連合軍によって分割占領されることによって国家権力は解体した。
- ②この間にも、多くの国民が殺された。
- *アメリカ軍の空襲。
 - 富山市：8月1日、3,000人の死者、長野市：8月13日、31人の死者。
 - 本土全体で38万人超の死者(44・11～45・8・14熊谷市)。
 - *アメリカ軍の広島(8月6日)、長崎(8月9日)への原爆投下で38万人が犠牲。
 - *ソ連軍、対日参戦(8月9日)により満州で24万5千人が犠牲。
- ③終戦の詔書(いわゆる昭和天皇の「玉音放送」・45年8月15日)。
- *……(朕)曩(さき)に米英二国に宣戦せる所以も、亦実に帝国の自存と東亜の安定とを庶幾(しよき・願うこと)するに出で、他国の主権を排し、領土を侵すが如きは、固より朕が志にあらず。然るに、交戦已に四歳を閲(けみ・経過)し、朕が陸海将兵の勇戦、朕が百僚有司の励精、朕が一億衆庶の奉公、各々最善を尽せるに拘らず、戦局必ずしも好転せず。世界の大勢、亦我に利あらず。…
…朕は時運の趨く所、堪え難きを堪え、忍び難きを忍び、以て万世の為に太平を開かむと欲す。朕は茲に国体を護持し得て、忠良なる爾臣民の赤誠に信

倚(しんい)し、常に爾臣民と共に在り。……御名御璽 昭和20年8月14日
*戦争の開始を命じた責任者・昭和天皇として、国民へのお詫びの言葉がいつ
さいない。また、侵略によって大きな危害を加えた中国、朝鮮、台湾や東南
アジア諸国と民族への謝罪や反省の弁も皆無である。戦争責任をいささかも
感じていない。ここに「終戦の詔書」の最大の問題点がある。

(9)小結 《軍隊は他国民に対してだけでなく、自国民に対しても犯罪をおかす》
《軍隊は国民を守らない》

4. 日本「帝国」の敗北によって今日の日本がつけられた

(1)国民主権、平和主義、基本的人権保障の日本国憲法をつくった

①誰がつくった憲法か。

*ポツダム宣言に示されている世界の反ファシズム・民主主義の勢力。

●6 吾等は無責任なる軍国主義が世界より駆逐せらるるに至る迄は平和、安
全及正義の新秩序が生じ得ざることを主張するものなるを以て日本国国民
を欺瞞し之をして世界征服の挙に出づるの過誤を犯さしめたる者の権力及
勢力は永久に除去せられざるべからず

●10……日本国政府は日本国国民の間に於ける民主主義的傾向の復活強化に
対する一切の障碍を除去すべし言論、宗教及思想の自由並に基本的人権の尊
重は確立せらるべし

*アメリカ軍を中心としたGHQ(連合国最高司令官総司令部)。

●マッカーサー3原則の提示 46年2月3日。

— 1 天皇は、国の最高位の地位にある、2 国権の発動たる戦争は、廃止す
る、3 日本の封建制度は廃止される。

●GHQ、日本政府に憲法草案を手交 46年2月13日→閣議で受け入れを決
定 2月22日……これは政治理念、歴史認識の敗北であり、憲法思想の敗
北であった。〈第2の敗戦〉であった。

●日本政府、「憲法改正草案要綱」を発表。天皇の勅語を添えて。

●戦争放棄条項は、天皇を戦犯から除外するための戦略として憲法に盛り込
まれた — 極東委員会と東京裁判のために、天皇の言葉を付して発表する必
要があった。

*日本の民衆。

●68 もつくりられていた「私擬憲法」(=自由民権運動の中でつけられた民間憲
法草案) — 「東洋大日本国国憲按」(1881・植木枝盛)、「五日市憲法」(1881・
千葉卓三郎)

●国民の多数は政府の憲法改正草案を支持(『毎日新聞』46年5月27日付)。

天皇制:支持85%、反対13% 戦争放棄条項:必要70%、必要なし28%。

②明治憲法からの大転換。

*天皇主権→国民主権

●「ここに主権が国民に存することを宣言」(前文)、「主権の存する日本国民」
(第1条)←「国民の総意が至高のものであることを宣言し」(政府草案)。

●民主主義の思想を政治制度にあてはめたものが、国民主権主義である。

●〈国民のための政治〉ではなくて、〈国民による政治〉が民主主義政治の
原則である。

●国民主権では、国民一人ひとりが政治の主人公である。すべての国民が当

事者であるから、第三者にあたる人はいない。よって「中立」ということはあり得ない。〈片寄っていない人〉はいない。→政治的自由は、民主主義の核心である。

* 軍国主義→平和主義……前文「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意」、&第9条。

* 基本的人権の保障……国民の権利・30カ条、国民の義務・2カ条(27・30条)。第12条で「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない」と主体的努力を訴えている。

(2)ポツダム宣言に基づく戦後の民主的改革 45-47年

①連合国の占領下におかれた(45・9・2-52・4・28)。

* 本土は日本政府や官僚機構を利用する「間接占領」であり、沖縄・小笠原・奄美などは米軍による「直接占領」であった。

②民主化と治安維持法体制の崩壊。

* 45・10・04:「政治的民事的及宗教的自由に対する制限の撤廃に関する覚書(人権指令) — 治安維持法、治安警察法の廃止、政治犯の釈放、特高警察の罷免が指示された

* 45・10・11: 5大改革指令 — 婦人の解放、労働組合結成の奨励、学校教育の民主化、専制政治からの解放、経済機構の民主化

* 45・11・06: 持株会社解体を指令 — 財閥解体の端緒

* 45・12・15: 国家と神道の分離を指令

* 45・12・17: 衆議院議員選挙法改正公布 — 婦人参政権

* 45・12・22: 労働組合法公布 — 団結権・団体交渉権・争議権の保障

* 45・12・29: 第1次農地改革はじまる

* 45・12・31: 修身・日本史・地理の授業停止

* 46・01・01: 天皇人間宣言の詔書

* 46・01・04: 軍国主義者の公職追放、超国家主義団体27の解散を指令

* 46・04・10: 戦後初の総選挙

* 46・04・20: 財閥解体の本格的開始

* 46・05・03: 極東国際軍事裁判開廷

* 46・10・21: 第2次農地改革はじまる — 寄生地主制が解体

戦前日本の半封建的土地所有制度。農村は低賃金労働者と兵力の供給源となり、天皇制を支えた。地主は小作料に依存し、あたかも小作人に寄生するかのような状態だったので寄生地主制と呼称された。

* 46・11・03: 日本国憲法公布

* 47・01・31: マッカーサー、2・1ゼネスト禁止命令を発表

* 47・03・31: 教育基本法、学校教育法公布

* 47・04・17: 地方自治法公布

* 47・12・22: 改正民法公布 — 家制度廃止、夫婦別姓を認めない

(3) 冷戦の本格化と占領政策の転換

①ヨーロッパにおける冷戦

* 47: トルーマン・ドクトリン、マーシャル・プラン、コミンフォルム創設。

②東アジアにおける冷戦 → 占領政策の転換

* 48・01・06: アメリカ陸軍長官ロイアルの演説 — 非軍事化・民主化政策をやめて、極東の工場・反共の防壁として日本を復興させる。

*48・07・31：芦田内閣、マッカーサー書簡に基づき「政令 201 号」を公布。
— 国家・地方公務員の団交権・スト権を否認。

(4)小結 《歓迎すべき日本「帝国」の敗北》《戦後レジームはとても大切だ》

5. 日米安保条約のもとで、軍事大国を目指している安倍政権

(1)日米安保条約は日本全土を従属の鎖に縛りつけている

①旧安保条約締結(1951)から 65 年、新安保条約締結(1960)から 56 年も経っている。政府はずっと安保条約によって「日本の平和が守られている」「日本は繁栄した」と言ってきた。しかし、これはホントだろうか?↔今や平和でも暮らしでも安保条約が国民にとって害悪をもたらしている。それは諸悪の根源である。「経済の面では、米軍基地の存在は今や沖縄経済発展の最大の阻害要因になっている」(翁長沖縄県知事)。

②現行安保条約の条文

* 第 2 条(経済的協力の促進) ……締約国は、その国際経済政策におけるくい違いを除くことに努め、また、両国の間の経済的協力を促進する。

第 3 条(自衛力の維持発展)……。

第 6 条(基地の許与)……合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

第 10 条(条約の終了)……もつとも、この条約が十年間効力を存続した後 は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意志を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行われた後一年で終了する。

③アメリカ軍・基地・兵士・費用の実態

* 全国に 134 カ所の米軍基地。沖縄にはその 75%にあたる基地が集中。米軍基地の面積は東京 23 区の 1・6 倍にのぼる。約 5 万人の米兵が駐留し、1 万 8 千人の家族が居住。

* 米軍基地は日本の法律が適用されない「治外法権」区域、“日本のなかのアメリカ”だ。土地使用料はタダ。アメリカ政府は 1 円も払っていない。日本の国家主権・国民主権を侵害している。

* アメリカは「日本を守る」のではなく、日本の基地を世界各地での戦争の出撃基地として利用しているだけである……「日本に駐留する米国軍隊は、第一義的に日本本土の直接的防衛のためにそこにいるのではない」(マッギー在日米軍司令官)。「日本に駐留する米軍部隊は、日本防衛の任務を割り当てられていない」(ワインバーガー米国防長官)。

* 日本の米軍基地は世界の他の米軍基地と比べても極めて異常な実態にある。……⑦米空母の母港が置かれているのは日本だけ。1973 年、横須賀海軍基地が母港に。2008 年には原子力空母の母港になった。⑧米軍のなかで最も獰猛な「殴り込み」部隊、海兵隊が世界でただ一つ配備されている。⑨一国の首都に外国軍の基地を置いているのは日本だけ。しかも、広大な基地が 65 年も居座り続けている。

* 日本の米軍駐留費分担の総額は過去最高額の 7,278 億円。

* 08 年、「沖縄海兵隊のグアム移転協定」締結……グアムはアメリカの準州だ。他国の軍事基地の費用を分担するなどということは、歴史的にも国際的にも例がない。しかも、憲法に「戦争放棄」を明記している日本が戦争のための基

地増強に国民の税金を使おうというのは、許せない。

* 米軍基地は、爆音被害や暴行・殺人、米軍機墜落、基地経費分担など日本国民に重い負担と犠牲を強いている。

(2)なぜ戦後 70 年もたっているのにアメリカ軍が日本にいるのか?

①対米従属の源は日米地位協定にある。

* 安保条約という密約の裏に、日米行政協定(1952 年締結、現在は日米地位協定)というもう一つの密約があった。講和条約や安保条約に書き込めない、もっと従属的な条項を押しこんだ「秘密の了解」が日米行政協定であった。

②両政府は運用において地位協定 > 安保条約 > 講和条約の順に重要視している。

③地位協定の問題点 = 日本は主権国家・独立国ではない。

* 日本のどんな場所でも、もし米軍が必要だといえ、米軍基地にすることができる。 = 全土基地方式。30 の都道府県に米軍が駐留している。

* 米軍や米兵が優位にあつかわれる「法のもとの不平等」。環境保護規定がなく、いくら有害物質をたれ流しても罰せられない協定の不備など「法の空白」。

* 協定で決められていることも守られない「免法特権」。

* 米軍には日本の法律が適用されない「治外法権」。

④日米で結ばれる安全保障上の重要な取り決めの多くは、英語だけで正文がつくられ、日本語の条文は「仮訳」という形になっている。沖縄に米軍がいるのも、首都圏にいるのも「戦争に負けたから仕方がない」というが、イラクからは戦後 8 年で米軍は完全撤退をした。(前泊博盛『日米地位協定入門』創元社参照)

(3)現在の東アジアの情勢と世界の趨勢

①軍事的緊張が極度に高まっている

* 北朝鮮の「水爆」実験・ミサイル発射

* 南沙諸島問題

* 日本が絡む 3 つの領土問題 — 尖閣諸島、竹島、北方領土。

②いざ軍事衝突となったとき、アメリカ軍は日本を〈守って〉くれない。

* 「米国は尖閣諸島の領有問題にいずれの側にもつかない。米軍は日米安保条約によって介入を強制されるものではない」(モンデール駐日大使 1993-96)

③中国や北朝鮮は核と ICBM(大陸間弾道弾)、「東風」や「テポドン」を持っている。

* 日本の 50 数基ある稼働 or 停止中の原発に打ち込まれることを考えたい。

④憲法 9 条に立った平和外交を基本に — 対話を基本に、地域の友好と協力を強め、存在する領土にかかわる紛争問題をエスカレートさせない行動規範を結ぶ、そして東アジアに ASEAN が現に実践している地域の平和協力の枠組みをつくっていきたい。

(4)アメリカ従属のもとで軍事大国化を進める政策は危険だ

①軍事大国に向けての急速な歩み

* 閣議決定された 2016 年度予算案で軍事費が 4 年連続での増額され 5 兆 541 億円に達し、史上初めて 5 兆円を突破した。また、在日米軍関係経費(思いやり予算含む)の総額が過去最高額の 7,278 億円になった。異常な軍拡である。

* 戦争法の成立を受け、自衛隊を「海外で戦争する軍隊」に改造することが進められている。上陸侵攻作戦のため垂直離着陸機 V22 オスプレイや水陸両用車、機動戦闘車など、海外派兵型兵器が目白押し。また、米軍への兵站も可能になる兵器として、新たな空中給油機 KC46A(1 機、231 億円)の導入や新たにイージス艦(1 隻、1734 億円)が建造される。

- * 辺野古の新基地建設費が、工事本格化を狙い、前年度比 2・4 倍の 595 億円計上している。沖縄の「新基地ノー」の民意と運動への挑戦である。
- * 陸上自衛隊の人員は 14 万 7000 人、海上自衛隊の主要艦艇 152 隻・総トン数 43 万 8000 トン、人員 4 万 5000 人、航空自衛隊・海上自衛隊の作戦機をあわせて 510 機、人員 4 万 7000 人。戦力的には海軍力が突出しつつある。
- * 南スーダン、イラク、シリアで〈殺し・殺される〉危険が迫っている中で、「戦死リスク」の増加に備え、任務中の自衛官の死亡・傷害時に国が支給する弔慰金の最高額を 6,000 万円から 9,000 万円まで引き上げるとともに、授与対象となる任務を大幅に拡大することを検討している。
- * 武器輸出を基本的に禁止していた「武器輸出三原則」を撤廃し、新たに武器輸出を認める「防衛装備移転三原則」を閣議決定(4月1日)した。

② 国民の生命、身体、財産を守るのは軍隊の任務ではない。

- * 「国民の生命、身体、財産を守るのは警察の使命であって、武装集団たる自衛隊の任務ではない。自衛隊は『国の独立と平和を守る』(自衛隊法)のである」(『日本国防軍を創設せよ』栗栖弘臣・元自衛隊統合幕僚会議議長)

(5) 民主主義が暴走して安倍独裁政治となっている

① 「多数決」だけの民主主義は暴走する。

- * 民意を反映しない選挙制度……「公職選挙法が小選挙区制を通じて、憲法 96 条の実質を変えてしまっている」(坂井豊貴『多数決を疑う』岩波新書)。
- * 違憲・虚構の多数派による「多数者支配民主主義」=独裁政治。社会から多様性と議論が失われる時、国が滅びる。日本「帝国」の痛哭の歴史!!
- * 「多数決」は民主主義の原則ではない。民主主義の原則は徹底的な話し合いである。……「多数決という意思集約の方式は、習慣のようなもので、他の方式と比べて優れているわけではない」(同上書)。

② 民主主義をつくること・取り戻すこと。

- * 民主主義の原点は、「ものごとを自分たちの手でつくる」という手づくりの精神である。〈観客〉民主主義から〈当事者〉民主主義に。
- * 国民による政治が民主主義政治の原則。……国民が、安倍の手から、国民の手に〈主権〉を取り戻すこと。

③ 憲法に基づく政治を「立憲主義的民主主義」という。

- * 憲法は国民が守るべき法ではなく、国民が国家に守らせるべき法である。国家が国民の人権を侵害しないように、予め歯止めをかけておくのが憲法。
- * 個人の良心や宗教、個人の価値観、一人ひとりの生き方など、「多数決」であっても決め手はいけないことがある。こうして少数派の個人の人権を守る。
- * 立憲主義とは、たとえ国会で多数をもっている政権党であっても、憲法がはっきり認めていることがらについて憲法がはっきり認めている方法でしか、権力者は政治を行うことができないという原則。
- * 立憲主義の中核には、個人の尊厳がある……憲法第 13 条「すべて国民は、個人として尊重される」、これは人権の根本規定である。

6. 結び……国民の共同をつくろう

- (1) 歴史・戦争・憲法の学習と〈ついでの会話〉を基本に据えて、草の根から
- (2) 無党派と保守派をふくむ、広範な共同をつくりだそう
- (3) 《明けない夜はない、闇が深いほど夜明けは近い》